

城南雨水滞水池について

高崎市が群馬県内で初めて下水道事業に着手したのが昭和2年度、現在の市街地を中心に下水道整備を行ったのが始まりでした。以来、都市の発展の基礎として、人々の快適な生活のため、水の再生に努めてきました。

その間、昭和32年度に城南処理場が全国で9番目の都市として運転を開始し、水洗化の第一歩を踏み出しました。

昭和56年度には、阿久津処理場が完成、平成14年度には阿久津水処理センターの第一次増設事業が完了しました。

そして平成18年度からは「合流式下水道緊急改善計画」にもとづき、城南雨水滞水池建設事業に着手し、平成22年度に貯留量15,000m³の滞水池が完成しました。



雨水滞水池の壁面の一部には、高崎経済大学美術部員の皆様の御協力を得て、壁面アートが描かれております。

概要
城南雨水滞水池は、雨天時に処理場の能力を超えて流入する雨水と汚水の合わさった下水を一時的に貯留し、晴天時に再び処理施設へ戻して処理する施設です。未処理放流による河川の水質悪化を防ぎ、衛生環境の向上を図ることができます。

位置
高崎市和田多中町550番地
貯留量 15,000m³

市民の皆さんが安心して快適に生活できる環境を提供できるよう、当雨水滞水池を含め下水処理に係る施設等の安定稼働に日々努めております。

●問い合わせ先 下水道局施設課 (電話 027-321-1289)

硬水・軟水ってどう違うの？

水に溶けているミネラル分のうち、カルシウムとマグネシウムの合計量を炭酸カルシウム量に換算したものが硬度と呼ばれます。含有量の多いものを硬水、少ないものを軟水といいます。日本の水道水やミネラルウォーターは、硬度120mg/L以下の軟水・中硬水（WHO定義）が多くなっています。

硬度とおいしさとの関係については、飲みなれた硬度の水をおいしく感じるとされます。ミネラル分の含有量の多少と健康には、強い関連はありません。高崎市の水道水は、地域・取水場所によって硬度に幅がありますが、地下水を取水している場合、硬度が高くなる傾向があります。

以下、身の回りにおける水の硬度との関係の一例を記します。

硬度が高い水の場合

- ①石けんの泡立ちが悪くなります。
- ②シャワーの目などが詰まりやすくなります。

硬度の低い水の場合

- ①石けんの泡立ちが良く、洗濯などをしやすくなります。
- ②味にくせがなくて飲みやすいとされます。

また、料理では、炊飯や出汁をとる和食などでは軟水が、シチューやパスタなどには硬水が適しているとされます。



●問い合わせ先 水道局浄水課 (電話 027-321-1286)

下水道について知ろう！学ぼう！

◎「下水道の日ポスター展」を開催します

夏休み中に、市内の小学校に通う4年生から応募のあった作品を、10月19日(木)から10月24日(火)まで市役所1階・中2階ロビーにて展示します。

皆様のお越しをお待ちしております。



◎出前講座「ゲスイドーって何だろう？」を開いています

よこれた水はどのようにしてきれいになっているのでしょうか？

小学生を主な対象として、快適な生活環境を支える下水道の仕組みと役割をわかりやすく解説します。学校や子供会など10人以上の団体でお申し込みください。



下水道の普及にご協力ください

◎下水道普及促進「戸別訪問」を実施しています

下水道整備が済んだ地域で下水道へ未接続のお宅を対象に、職員が「接続のお願い」に伺っています。訪問する職員は、必ず名札を着用しています。みなさま、1日でも早い下水道接続にご協力ください。

※職員が訪問時に金銭を請求することはございません。職員を装った詐欺等にはご注意ください。



◎私道対策制度について

高崎市では、一定の条件を満たす私道については申請により市の負担で下水道管を布設します。

(布設の条件) ※一部抜粋

- 布設する下水道管を利用する戸数が2戸以上あり、その全戸が直ちに下水道への接続をおこなうこと。
- 私道の幅が1.8m以上あり、分筆されていること。また、私道の一端が公道に接していること。
- 私道の土地所有者が下水道管の布設に伴う土地占用を承諾していること。また、土地占用が無償であること。

●問い合わせ先 下水道局整備課 (電話 027-321-1288)

油を多く使用する飲食店等の事業主さん グリーストラップの清掃を徹底してください

飲食店等で使われる油は、下水道管の閉塞や機能を妨げるもっとも大きな要因となっています。

下水道管が詰まると市民のみなさまに大変ご迷惑がかかります。油を下水道に流さないようお願いします。



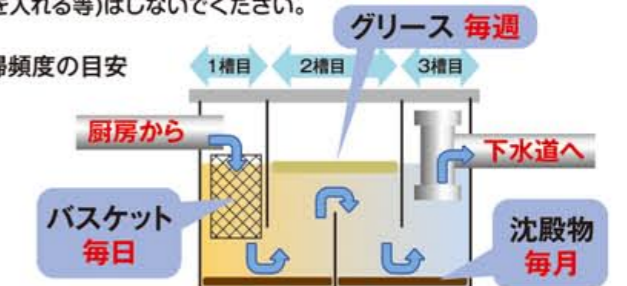
左：正常な下水道本管

右：油で詰まった下水道本管

油を多く使用する飲食店等での油の処理

- 排水中の油類が下水道に流入するのを防ぐために、グリーストラップの設置が義務付けられています。
- グリーストラップは定期的な点検・清掃が必要です。回収した油は産業廃棄物として適切に処分してください。
- グリーストラップの機能を損なう使い方(熱いお湯を大量に流す、油を溶かす薬剤を入れる等)はしないでください。

※清掃頻度の目安



●問い合わせ先 下水道局維持管理課 (電話 027-321-1290)